

土壤汚染対策法の概要

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

土壤汚染状況調査

第3条：有害物質使用特定施設の使用の廃止時

- ・操業を続ける場合には一時的に調査免除も可能(第3条第1項ただし書)
- ・一時的に調査の免除を受けた土地で900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行うこと(第3条第7項・第8項)

第4条：一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認める時

- ・3,000m²以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900m²以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
- ・土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能(第4条第2項)

第5条：土壤汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県知事が認める時

第14条：自主調査で土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請

□については土地所有者等(所有者、管理者または占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過しなかった場合】 ⇒ 規制対象外

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

①第6条：要措置区域

- 汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
- ⇒第7条：汚染の除去等の計画を作成し
都道府県知事に提出を指示
- ⇒第9条：土地の形質変更の原則禁止

②第11条：形質変更時要届出区域

- 汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が必要な区域
(摂取経路の遮断が行われた区域を含む)
- ⇒第12条：土地の形質変更時に
都道府県知事に計画の届出が必要

※汚染の除去が行われた場合には区域の指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規則

- ・ 第16条、第17条：①,②の区域内の土壤の搬出の規制
(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- ・ 第20条：汚染土壤に係る管理表の交付及び保存の義務
- ・ 第22条：汚染土壤の処理業の許可制度

その他

- ・ 第32条、第33条：指定調査機関の信頼性向上(指定の更新、技術管理者の設置等)
- ・ 第45条：土壤汚染対策基金による助成
(汚染原因者が不明・不存在で費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成)